

少年法等の改正までの経緯

- 15年12月 青少年育成施策大綱を決定。
- 16年 9月 法務大臣が法制審議会に対し、少年法等改正案要綱(骨子)を諮問。
- 17年 1月 法制審議会少年法部会が要綱(骨子)を可決。
3月 少年法改正法案閣議決定
6月 衆議院付託(法務委員会) → 審査未了
8月 衆議院解散による廃案
- 18年 2月 国会提出 → 継続審議
9月 国会提出 → 継続審議
- 19年 1月 国会提出
4月 衆議院法務委員会において与党議員による修正案提出
5月 参議院本会議において可決され成立
- ※ 施行は公布から6か月を超えない範囲で政令で定める日

少年法等の改正のポイント

1. 触法少年に係る事件の調査

① 警察の調査権の明確化

- ・ 警察官は、触法少年を発見した場合において、必要があるときは、事件について調査することができるものとする。

注：調査の内容・・・任意の事情聴取、搜索、押収等（逮捕はできない）

② 重大な触法事件の原則家裁送致

- ・ 都道府県知事（児童相談所長）は、重大な事件を起こした触法少年については、家庭裁判所送致の措置をとらなければならない。ただし、調査の結果、その必要がないと認めるときはこの限りでない。

注：重大な事件・・・故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、②死刑、無期、2年以上の懲役・禁固に当たる罪（例：殺人、傷害致死、現住建造物等放火、強盗等）

2. 14歳未満の少年の保護処分の見直し

○ 少年院の入所年齢の下限（現行14歳）をおおむね12才に引き下げ

- ・ おおむね12才以上の少年については、初等少年院・医療少年院への入所を可能にする。ただし、家庭裁判所が「特に必要と認める場合」に限る。

注：14歳未満の少年に対する処分（現行）・・・児童自立支援施設送致、保護観察等

「認定こども園」制度化の背景

これまでの取組み(幼保の連携促進)

○幼稚園・保育所の施設の共用化のための指針の策定 等

少子化の進行や教育・保育ニーズの多様化に伴い、必ずしもこれまでの取組みだけでは対応できない状況が顕在化。

- ・親の就労の有無で利用施設が限定(＝親が働いていれば保育所、働いていなければ幼稚園)
- ・少子化の進む中、幼稚園・保育所別々では、子どもの育ちにとって大切な子ども集団が小規模化。運営も非効率
- ・保育所待機児童が約2万人存在する一方、幼稚園利用児童は10年で10万人減少
- ・育児不安の大きい専業主婦家庭への支援が大幅に不足

新たな選択肢としての 「認定こども園」制度

多様なニーズに対応

- ・親の就労の有無に関わらず施設利用が可能に。
- ・適切な規模の子ども集団を保ち子どもの育ちの場を確保。
- ・既存の幼稚園の活用により待機児童が解消。
- ・育児不安の大きい専業主婦家庭への支援を含む地域子育て支援が充実。

「認定こども園」制度の概要と現状①

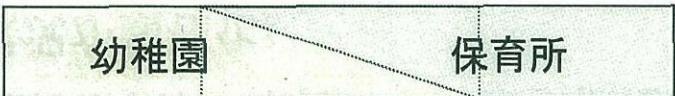
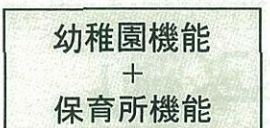
認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

○幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備えるものを 都道府県が認定

- ①教育及び保育を一体的に提供
(保育に欠ける子どもにも、欠けない子どもにも対応)
- ②地域における子育て支援の実施
(子育て相談や親子の集いの場の提供)

認定こども園の類型と財政措置

類型	地域のニーズに応じた選択	財政措置	認定数(H19.8.1現在)
幼保連携型		幼稚園と保育所の補助の組合せ	49カ所
幼稚園型		幼稚園の補助制度	37カ所
保育所型		保育所の補助制度	13カ所
地方裁量型		(一般財源)	6カ所
			計105カ所

「認定こども園」制度の概要と現状②

各都道府県の認定状況

都道府県	認定数	都道府県	認定数
北海道	10	滋賀県	1
青森県	1	京都府	0
岩手県	3	大阪府	1
宮城県	1	兵庫県	12
秋田県	9	奈良県	0
山形県	3	和歌山県	0
福島県	1	鳥取県	0
茨城県	4	島根県	0
栃木県	5	岡山県	1
群馬県	5	広島県	5
埼玉県	0	山口県	1
千葉県	2	徳島県	1
東京都	3	香川県	0
神奈川県	4	愛媛県	1
新潟県	0	高知県	3
富山県	1	福岡県	6
石川県	5	佐賀県	4
福井県	0	長崎県	1
山梨県	0	熊本県	0
長野県	2	大分県	1
岐阜県	0	宮崎県	2
静岡県	0	鹿児島県	3
愛知県	3	沖縄県	0
三重県	0	合 計	105

幼保連携推進室調べ(平成19年8月1日現在)

保育所保育指針の概要(現行) ①

- 保育所における保育のガイドラインとして保育所保育指針を策定
- 保育の目標、保育の方法、保育の環境、保育の内容構成の基本方針についての基本的事項を提示
- 子どもの発達段階に応じて、年齢ごとに保育のねらいや内容を提示
- 健康・安全に関する留意事項や保育所における子育て支援についても提示

総則

- 乳幼児の最善の利益を考慮
- 家庭養育の補完を行い、健康・安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、健全な心身の発達を図る
- 養護と教育が一体となって豊かな人間性を持った子どもを育成(保育所保育の特性)

保育の目標

- 生命の保持及び情緒の安定を図る
- 基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う
- 自主、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う
- 自然などについての興味・関心を育て、豊かな心情、思考力の基礎を培う
- 生活の中で言葉への興味・関心を育て、豊かな言葉を養う
- 豊かな感性を育て、創造性の芽生えを培う

保育所保育指針の概要(現行) ②

保育の方法

- 保育の方法として保育の留意点を示している
 - ・ 家庭、地域の生活実態を把握し、適切な保護、世話を行う
 - ・ 子どもの発達理解、特性に応じ、発達の課題に配慮した保育
 - ・ 子どもの生活リズムを大切にし、生活の流れを安定させる
 - ・ 子どもの主体的活動を重視し、遊びを通して保育

など

子どもの発達

- 子どもの発達の特性を示している
 - ・ 乳幼児期は心身の発育・発達が著しく、一人一人の個人差が大きい
 - ・ 子どもの発達は、環境内の人や自然、事物、出来事などとの相互作用の結果として進む(大人との相互作用と、大人との関係を土台とした子ども同士の社会的相互作用)
 - ・ 子どもの主体活動の中心は遊びである

保育所保育指針の改定について

(「保育所保育指針改定に関する検討会」中間報告 平成19年8月3日)

改定の背景

- 子どもの生活環境の変化（人と関わる経験の不足、生活リズムの乱れなど）
- 保護者の子育て環境の変化（不安や悩みを抱える保護者の増加、養育力の低下など）



保育所に期待される
役割が深化・拡大

- ・質の高い養護や教育の機能
- ・子どもの保育とともに、保護者に対する支援を担う役割

保育所が果たすべき役割を再確認し、その役割・機能が適切に発揮できるよう、保育の内容の質を高める観点から、指針の内容の改善・充実を図ることが必要。

改定に当たっての基本的考え方

- 質の向上の観点から、大臣告示化により最低基準としての性格を明確化
- 保育所の創意工夫や取組を促す観点から、内容の大綱化（現行の13章を7章に）
- 保育現場で活用され、保護者にも理解されるよう、明解で分かりやすい表現に
- 指針と併せ、解説を作成

改 定 の 内 容

○ 保育所の役割

- ・ 保育所の役割(目的・理念、子どもの保育と保護者への支援など)、保育士の業務、保育所の社会的責任の明確化

○ 保育の内容、養護と教育の充実

- ・ 養護と教育が一体的に展開される保育所保育の特性とその意味内容の明確化
- ・ 養護と教育の視点を踏まえた保育のねらいと内容の設定
- ・ 保育の内容の大綱化、改善・充実
- ・ 誕生から就学までの長期的視野を踏まえた子どもの発達の道筋
- ・ 健康・安全及び食育の重要性、全職員の連携・協力による計画的な実施

○ 小学校との連携

- ・ 保育の内容の工夫、小学校との積極的な連携、子どもの育ちを支えるための資料の送付・活用

○ 保護者に対する支援

- ・ 保育所の特性や保育士の専門性を生かした保護者支援
- ・ 子どもの最善の利益の考慮、保護者とともに子育てに関わる視点、保護者の養育力の向上等に結びつく支援の重要性

○ 計画・評価、職員の資質向上

- ・ 自己評価の重要性、評価結果の公表
- ・ 研修や職員の自己研鑽等を通じた職員の資質向上、職員集団の専門性の向上
- ・ 施設長の責務の明確化

改定に伴う今後の検討課題

- 指針の趣旨・内容の保育現場等への伝達・普及
- 保育内容の充実に資するための制度改正(児童福祉施設最低基準の見直し)
 - ※ 養護及び教育を一体的に行うという保育所保育の特性を明記。
- 保育所における人材の確保と定着
- 保育環境等の整備
- 保育の質の向上のためのプログラムの策定

保育所の現状と多様な保育サービスの実施状況

認可保育所数(H18.4.1現在)

	合計	公立	私立
施設数	22,699	11,848	10,851
利用児童数	200万人	97万人	103万人

《事業名》	《事業内容》	《16年度実績》	《17年度実績》	《子ども・子育て 応援プラン目標値》
延長保育	11時間の開所時間を超えて延長保育を実施する保育所に対して補助	12,954か所	13,083か所	16,200か所
休日保育	就労形態の多様化にかんがみ、保育に欠ける児童を対象に、日曜・祝日も含め、年間を通じて開所する保育所に対して補助	607か所	681か所	2,200か所
夜間保育	午後10時頃まで開所する夜間保育所に対して補助	64か所	66か所	140か所
病児・病後児保育 (乳幼児健康支援 一時預かり事業)	保育所に通所中の児童が病気の回復期のため集団保育が困難となる間、児童の保育所、病院等における一時預かり等を実施	496か所 (派遣型含む)	598か所 (派遣型含む)	1,500か所 (派遣型含む)

「放課後子どもプラン」について

【基本的考え方】

- 各市町村において教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則としてすべての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を平成19年度に創設し、文部科学省と厚生労働省が連携して必要経費を予算に計上。
- 両省の補助金は国において交付要綱を一本化(放課後子どもプラン推進事業)し、実施主体である市町村において、学校の余裕教室等を活用して一体的あるいは連携しながら事業を実施。

「放課後子どもプラン」の平成19年度予算のポイント

「放課後子どもプラン推進事業」

「放課後子ども教室推進事業」(新規)

【予算額:68.2億円 か所数:1万か所】

- ▼ すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、様々な体験活動や交流活動等の取組を推進する。

- 地域子ども教室推進事業(平成16年度からの緊急3ヵ年計画)の取組を踏まえた事業の拡充(委託事業→補助事業へ)
- 学習支援の充実
学ぶ意欲がある子どもたちに学習機会を提供する取組の充実
- 次年度からの取組支援
- 放課後子ども教室を設置する際の備品購入費補助の創設

「放課後児童健全育成事業」の拡充

【予算額:158.5億円 か所数:2万か所】

- ▼ 共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(児童福祉法第6条の2第2項に規定)

- 基準開設日数(250日)の設定
- 必要な開設日数の確保
- 適正な人数規模への移行促進
- 新たに施設を設置する際の創設か所数及び既存施設の改修か所数の増
- 既存の児童館等で新たに実施する際の備品購入費補助の創設

文
部
科
学
省

厚
生
労
働
省

原則として、全国すべての小学校区での実施を目指す

「放課後子どもプラン」推進のための連携方策～文部科学省と厚生労働省の放課後対策事業の連携～

「放課後子ども教室」(文部科学省)と「放課後児童クラブ」(厚生労働省)を一体的あるいは連携して実施するための市町村及び都道府県における具体的な連携方策は以下のとおり。

市町村での連携

○放課後子どもプランを策定し、小学校区毎の円滑な事業を実施

放課後対策事業の「運営委員会」の設置【担当省：文部科学省】

行政(教育委員会及び福祉部局)、学校、放課後児童クラブや社会教育・児童福祉関係者及び地域住民等がプランの策定、活動内容やボランティアの確保等、両事業の運営方法等を共同で実施・検討→**全市町村に設置**

コーディネーターの配置【担当省：文部科学省】

両事業の円滑な実施を図るため、学校や関係機関等との連絡調整、ボランティア等の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの策定等を実施→**全小学校区に配置**

活動場所における連携促進

- ・余裕教室をはじめとする学校諸施設(体育館、校庭、保健室等)の積極的な活用の促進
- ・両事業の関係者と学校の教職員間で、子どもの様子の変化や健康状態、下校時間の変更等の情報交換を促進



「放課後子どもプラン」の実施により、子どもの安全で健やかな居場所を確保、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組の充実



市町村における取組をバックアップ

都道府県での連携

○実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるよう、事業推進に向けた支援を実施

放課後対策事業の「推進委員会」の設置【担当省：文部科学省】

行政、学校、福祉や社会教育の関係者、有識者等が研修の企画等、域内の放課後対策の総合的な在り方を共同で検討→**全都道府県・指定都市・中核市に設置**

放課後子どもプラン指導者(員)研修の開催【担当省：文部科学省・厚生労働省】

これまで事業毎に実施していた指導者(員)研修を合同で開催することにより、プラン関係者の情報交換・情報共有、資質の向上等を推進→**全都道府県・指定都市・中核市で開催**

放課後児童クラブについて

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る
(平成9年の児童福祉法改正により法定化〈児童福祉法第6条の2第2項〉)

【現状】(平成19年5月現在)

○クラブ数 16,685か所(全国の小学校区約23,000校のおよそ3/4程度)

⇒平成19年度に「放課後子どもプラン」を創設し、原則としてすべての小学校区での実施をめざす

○登録児童数 749,478人(全国の小学校1～3年生約357万人の2割程度)

【事業に対する国の助成】

児童手当勘定(特別会計)から事業実施市町村に対して助成

平成19年度予算 158.5億円(38.3億円増)

○運営費

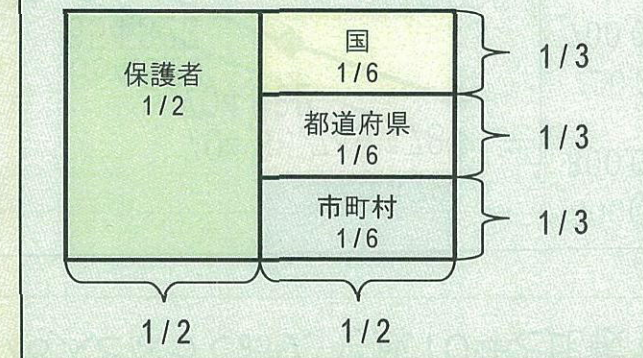
- ・概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。
- ・残りの1/2分について、児童数が10人以上で、
原則、長期休暇(8時間以上開所)を含む年間250日以上開設するクラブに補助。
- ・児童数36～70人の場合、基準額:240.8万円

○整備費

- ・新たに施設を創設する場合(基準額:1,250万円)のほか、学校の余裕教室等を改修する場合(基準額:700万円)、備品購入のみの場合(基準額:100万円)も助成

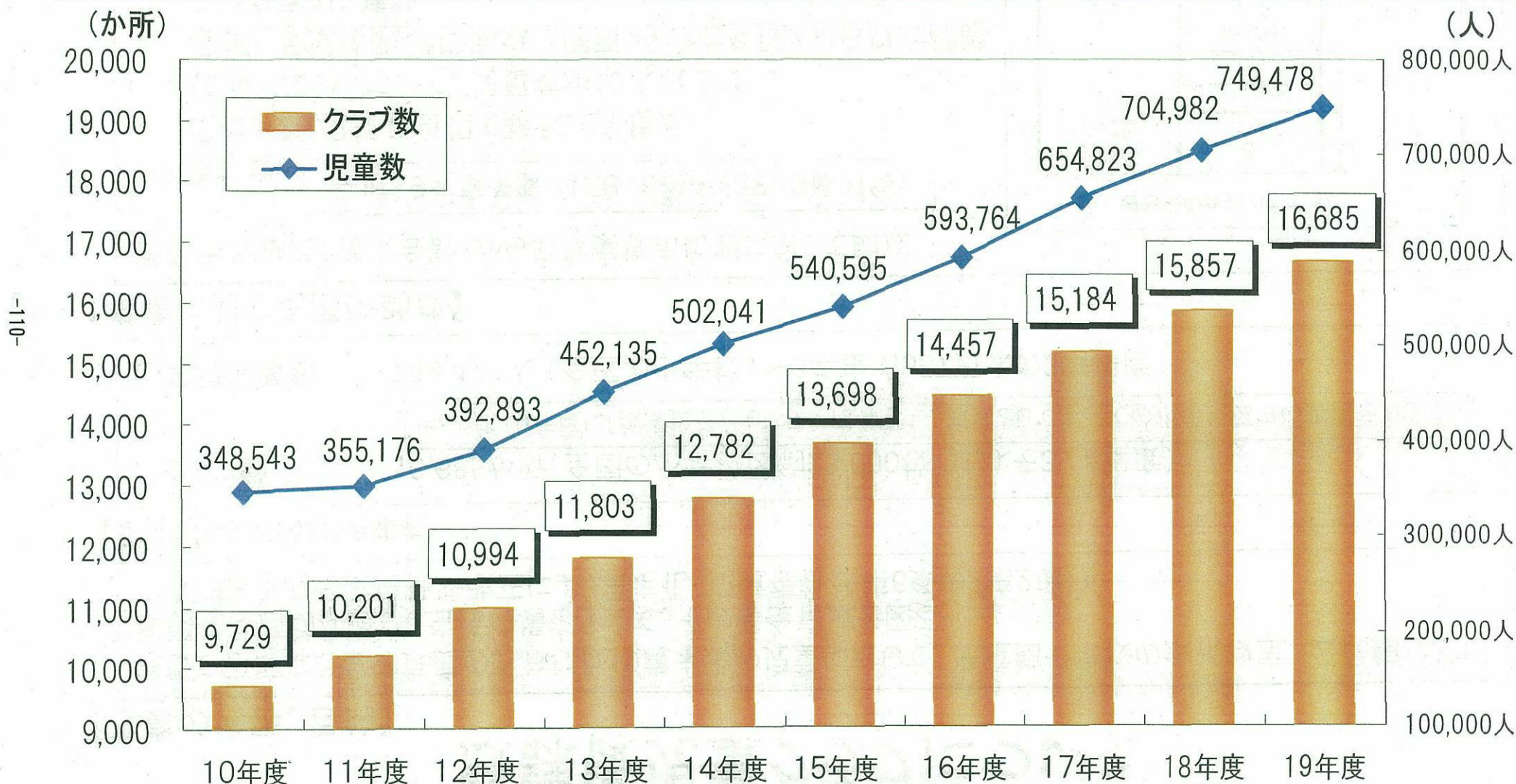
※運営費、整備費ともに、国、都道府県、市町村が3分の1ずつ負担

運営費の負担の考え方



放課後児童クラブ数及び登録児童数の推移

○ 平成19年では、クラブ数は16,685か所、登録児童数は74万9,478人となっており、平成10年と比較すると、クラブ数は約7,000か所、児童数は約40万人の増となっている。



※各年5月1日現在(育成環境課調)

児童手当法の一部を改正する法律の概要

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図る観点から、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額を、第1子及び第2子について倍増し、出生順位にかかわらず一律月1万円とする。

〈0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当〉

(改正前)

(改正後)

第1子、第2子

月額5千円

第3子以降

月額1万円



月額1万円 (倍 増)

月額1万円 (現行どおり)

施行日:平成19年4月1日 (最初の支給月 6月)

※所得制限あり(政令事項) サラリーマン家庭の標準4人世帯で年収860万円(現行どおり)

(参考) 3歳以上小学校修了前の児童の養育者に対する
児童手当 (現行どおり)

- ・ 支給額: 第1子、第2子 月額 5千円
 第3子以降 月額 1万円
- ・ 所得制限あり (上記と同じ)

